

論点② 安定的な事業運営のための柔軟な配置基準と利用者の安全確保

論点②

(計画作成担当者の配置の在り方)

- 認知症対応型共同生活介護においては、利用者の心身の状況や生活歴、本人の意向等を踏まえた適切なケアマネジメントの実施を確保する観点から、一定の専門性を有する者として介護支援専門員を計画作成担当者として位置付け、利用者の日常生活の状況を踏まえながら介護計画の作成や見直しを行うことが求められている。
- これまでの報酬改定（令和3年度）では、人材の有効活用を図る観点から、ユニットごとに1人以上の配置から事業所ごとに1人以上の配置に見直したほか、サテライト型事業所を設置する場合、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することを可能としてきた。
- 一方で、中山間・人口減少地域をはじめとして、介護支援専門員等の確保が困難な地域もみられ、事業所における人材確保や継続的なサービス提供の観点から、計画作成担当者の確保に課題が生じているとの指摘がある。
- 認知症対応型共同生活介護における計画作成について、利用者の日々の状態変化や暮らしの様子を踏まえた継続的なアセスメント、多職種との情報共有、本人・家族との関係構築等が重要である。
- こうしたケアの質の確保を前提としつつ、人材確保が困難な地域等における持続的なサービス提供との両立の観点から、計画作成担当者の配置の在り方についてどのように考えるか。

(3ユニット夜勤体制の在り方)

- 認知症対応型共同生活介護における夜間の人員配置については、3ユニットの事業所において原則3人以上の夜勤職員配置が求められている一方、一定の要件を満たす場合には例外的に2人以上の配置を可能としているが、その活用実績は限定的である。
- 近年、見守り機器等のテクノロジーの活用により、夜間の利用者の状態把握や職員間の情報共有を効率的に行いながら、安全性を確保しつつ職員負担の軽減とケアの質の向上を図っている事例もみられる。
- また、人材確保が一層厳しさを増す中、特にユニット数の多い事業所においては夜勤職員の確保やシフト調整が課題となっていることを踏まえ、利用者の安全確保を前提としたうえで、夜間の人員配置のあり方について、どのように考えるか。

論点② 安定的な事業運営のための柔軟な配置基準と利用者の安全確保

対応案

(計画作成担当者の配置の在り方)

- 人材の確保が困難であり、かつ経営状況が厳しい1ユニットの事業所において、持続的なサービス提供を図る観点から、ケアの質の確保を前提としつつ、1事業所に配置することとされている計画作成担当者（介護支援専門員）の配置要件の見直しを検討してはどうか。

(3ユニット夜勤体制の在り方)

- 夜間における利用者の安全確保を前提としつつ、見守り機器等を活用した継続的な状態把握や迅速な対応が可能な体制が確保されていることを要件として、2ユニットが同一階で隣接しており、別の階の1ユニットと一体的に運営されている場合や、同一階に隣接していない3ユニットの場合についても、夜間の人員配置を2人体制とすることを可能としてはどうか。